

浜松市障がい者自立支援協議会西・南エリア連絡会全体会

日時：令和4年10月18日（火）14：00～15：45

場所：西区役所3階大会議室

次第

1 開会

2 協議事項

(1)地域体制強化共同支援について【30分】

(2)日中支援型共同生活援助評価・助言【30分】

3 報告事項

西・南エリア連絡会活動報告【30分】

4 質疑応答【10分】

5 その他

日中サービス支援型共同生活援助の評価・助言について

障害保健福祉課

1. 日中サービス支援型共同生活援助創設の趣旨

障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型。短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、入所施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

2. 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価

当該サービスは地域に開かれたサービスにすることにより、サービスの質の確保を図る観点から自立支援協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況を報告し、協議会等から評価を受けると共に、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされている。

（基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

3. 評価の視点 →意見交換のポイント

- 利用者に応じて外部サービスも利用し、日中サービス支援型共同生活援助サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮されているか。
- 本サービス創設の趣旨のとおり、重度化・高齢化ケースを積極的に受け入れているか。また、緊急時・一時的な支援等の受け入れ、体験的な受け入れに積極的に対応しているか。
- 利用者の権利擁護に配慮した支援が行われているか。

4. 評価の流れ

① 事業者から障害保健福祉課へ必要書類の提出 初回は指定後1年以内、以後は1年ごとの提出
② 障害保健福祉課からエリア連絡会へ書類送付 エリア連絡会事務局会議にて評価、要望について事前検討
③ エリア連絡会全体会にて意見交換を実施 事業者は自施設について説明報告し、エリア連絡会全体会構成員より必要な要望、助言を聴く 参加者：事業者、エリア連絡会、協議会事務局
④ 市協議会事務局会議にて評価（案）を作成 意見交換会、エリア連絡会の評価や要望を元に作成
⑤ 企画会議にて評価（案）を確定
⑥ 第1回市全体会へ報告（令和3年度は第2回市全体会にて報告） 市全体会委員より聴取した意見を元に評価書類内容を確定
⑦ 事業者へ評価・助言等をフィードバック
⑧ エリア連絡会へ事業者への評価・助言等をフィードバック

〈エリア連絡会意見交換の目的〉

- 当事者が住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるよう、地域に開かれたサービスとしサービスの質の確保を図る観点から、当事者やその家族、地域の支援者等から必要な要望や助言等を聴き、その意見等を事業所の運営に活かしていくこと、エリア連絡会として事業所の状況や課題を把握することで、地域の中でどのような支援ができるのかを共に考えお互いにより良い支援を目指す。

【基準省令】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）

【解釈通知】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

基準省令第 213 条の 3（基本方針）

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行なうものでなければならない。

基準省令第 213 条の 10（協議の場の設置等）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言を聴く機会も受けなければならない。

解釈通知 第 15 4 (3) ③社会生活上の便宜の供与等

（略）なお、日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた日中サービス支援型共同援助計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。

また、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業所を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図ることとするものである。

解釈通知 第 15 4 (3) ④協議の場の設置等

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

障害者総合支援法第 89 条の 3（協議会の設置）

- 1 地方協団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るために、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

浜松市障がい者自立支援協議会による評価結果報告シート

令和 年 月 日

法人名称	
事業所名称	
利用者の日中の活動について	
利用者に対する地域生活の支援状況について	
利用者への具体的な支援について	
支援体制の確保について	
地域に開かれた運営について	
短期入所の併設について	
相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について	
事業所で独自に取り組んでいること	
浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言	

浜松市障がい者自立支援協議会による評価結果報告シート

令和 4 年 10 月 18 日

法人名称	ソーシャルインクルー株式会社
事業所名称	ソーシャルインクルーホーム浜松雄踏町
利用者の日中の活動について	
・日中活動の定着や場所に慣れることを目的に日帰り短期入所を実施しており、一定の利用はあるようだが、支援の幅を広げる意味で日中一時支援の導入もご検討頂きたい。	
利用者に対する地域生活の支援状況について	
・利用者が重度化・高齢化する中での支援はGHスタッフの負担が大きいことが推測される。エリア連絡会を中心となり、GHを地域で支える体制。	
利用者への具体的な支援について	
・前年度の意見交換会での意見を受け男性スタッフを雇用に努めて頂いている。人材確保が難しい状況の中、積極的に対応してくださっており感謝している。	
支援体制の確保について	
・多くのスタッフがおり、コロナの状況もあることから、集合形式で研修の機会を持つことは容易ではない。動画を用いて感想を提出してもらい、スーパーバイズするという手法も考えられる。 ・支援の手法だけではなく、生育歴や利用者の感情をくみ取れるような趣旨の研修もあるとよい。センターの事例検討も活用して頂きたい。	
地域に開かれた運営について	
・人材確保と地域との関わりという点で、近隣住民を対象として募集してみてはどうか。パートを希望している方もいると思われる。近隣の医療機関や商店に募集チラシを掲示したり、自治会や民生委員を通じて探してみるのもいいのではないか。 ・地域住民や関係機関からの要望に応えることは大切であるが、合理的配慮や権利擁護という点も検討しながらの対応が必要となる。	
・緊急ケースの受け入れも積極的にご協力頂けている。情報が少ない中での受け入れになるため、関係機関の協力が不可欠。支援拒否がある方、自傷他害の恐れがある方の支援は困難を極めるため、関係機関が事前にアセスメントし打診すること、利用後も協力しながら支援することが望ましい。 ・緊急時対応事業の登録をご検討頂きたい。現場判断では難しいため、本社の方が意見交換会に出席してもらえると協議がしやすい。	
相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について	
・受け入れを13歳以上としている。まだ受け入れ実績はないとのことだが、ニーズは高いと思われる。一方、思春期ならではの難しさもあるため、児相との連携は重要となる。	
事業所で独自に取り組んでいること	
・障がい者雇用に取り組んでいる。地域の資源として今後も積極的に取り組んで頂きたい。育成会や特別支援学校との連携も良いのではないか。	
浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言	

浜松市障がい者自立支援協議会による評価結果報告シート

令和 4 年 9 月 26 日

法人名称	株式会社ファーストナース
事業所名称	あやめはうす浜松南
利用者の日中の活動について	
・ご本人の意向確認を丁寧にしつつ日中活動を提案することが大切と感じる。	
利用者に対する地域生活の支援状況について	
・防災訓練を夜間想定と日中想定で年2回実施。芳川近辺の立地であり、頻繁に警報が鳴る地域となるため、利用者の混乱がないよう警報がなった際の対応も検討できるとよい。 ・苦情対応、ヒヤリハットのがないとの報告だったが、ヒヤリハットが積極的に報告できる環境整備が必要と感じる。報告件数が多いほど支援の質が向上する。	
利用者への具体的な支援について	
・医療連携として、系列の精神科訪問看護に入ってもらっている。会社の特徴を支援に生かしている。	
支援体制の確保について	
・人員配置について、協力会社（高齢者施設）との連携で人員を確保しているとの報告があり、身体介助については大きな力になると思われるが、特に精神障がいの方への支援においては難しさがあるのではないか。社内研修、エリア連絡会活動への参加をしながら専門性の向上に努めて頂きたい。会社内のネットワークを利用しつつ、地域の関係機関の力も借りながら運営することが必要。	
地域に開かれた運営について	
・入所施設だと支援の中身が見えづらいところがある。エリア連絡会活動などを活用し、事業所の様子や特徴を発信していってほしい。今年度は西南エリア連絡会地区部会にご参加頂き、構成員の反応がとても良かった。 ・今回担当者が変更になり間もなかつたため、ケースや運営の詳細について充分な質疑につながらなかつた。自事業所の適切な情報発信の機会であると共にネットワークづくりをする機会である為、配慮願いたい。	
短期入所の併設について	
・パンフレットに記載されているように、短期入所の受け入れ状況がわかれればありがたい。 ・緊急時の受け入れについてはご協力頂けている。緊急時対応事業のご登録も検討して頂きたい。	
相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について	
事業所で独自に取り組んでいること	
・系列の精神科訪問看護との事例検討会。管理者、サビ管が参加している。現場の支援員にも共有できる仕組みがあるとよい。 ・系列の訪問看護と連携して介護技術の研修を実施。コロナ対策においても高齢者施設のノウハウを共有している。	

浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言

令和4年度 浜松市障がい者自立支援協議会 西・南エリア連絡会

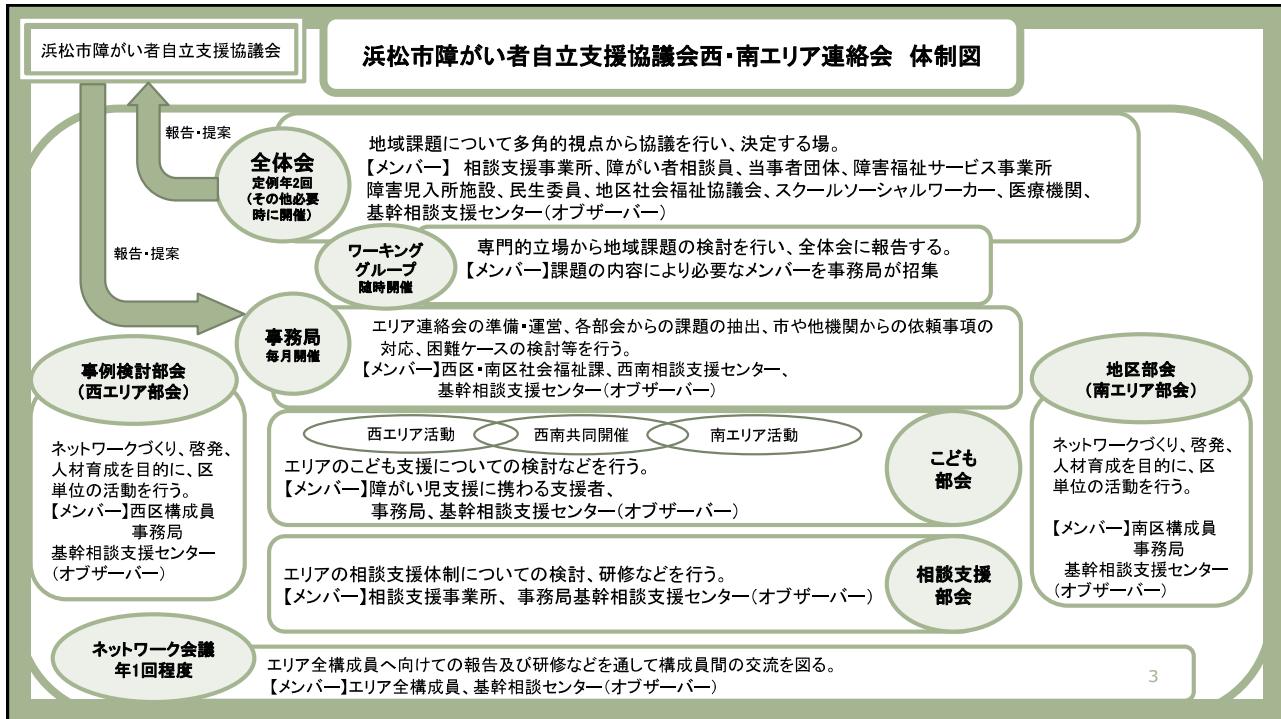
活動報告

1

浜松市障がい者自立支援協議会西・南エリア連絡会全体会
令和4年10月18日（火）14時～
次第

- 1 開会
- 2 協議事項
 - (1) 地域体制強化共同支援について
 - (2) 日中支援型共同生活援助評価・助言
- 3 報告事項
西・南エリア連絡会活動報告
- 4 質疑応答
- 5 その他

2



西・南エリア連絡会活動報告

- ①全体会
- ②ネットワーク会議
- ③事務局会議
- ④ワーキンググループ
- ⑤こども部会
- ⑥相談支援部会
- ⑦地区部会
- ⑧事例検討部会
- ⑨各部会の経緯について

全体会



5

【目的】

- ・地域課題について多角的な視点から協議を行い決定する。
- ・西・南エリア連絡会の活動について協議を行い決定する。

【開催実績】

- ・令和4年6月9日
市協議会報告
令和4年度エリア連絡会活動計画案の協議
令和3年度西南相談支援センター実績報告

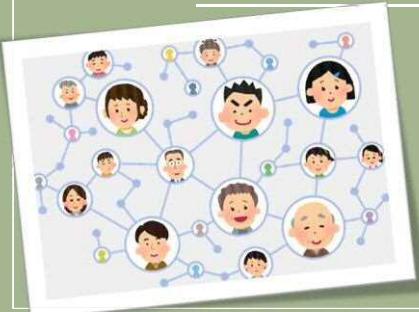
【開催予定】

- ・令和4年10月 中間報告、日中支援型共同生活援助の評価助言
- ・令和5年2月 令和4年度エリア連絡会活動報告

※上記の他、必要に応じ招集。



ネットワーク会議



7

【目的】

西・南エリア全構成員への活動報告・連絡及び交流を行う。

【開催実績及び今後の予定】

令和4年6月23日：令和4年度西南エリア活動計画

令和3年度西南センター実績報告

令和4年11月11日：令和4年度西南エリア連絡会活動報告

令和5年2月：令和4年度西南エリア連絡会活動報告

8

事務局会議



【目的】

エリア連絡会の準備・運営、各部会からの課題の抽出、市や他機関からの依頼事項の対応、困難ケースの検討等を行う。

【開催予定】

毎月第4火曜日9：30～11：30

個別支援を通した地域課題の報告、部会報告、市協議会報告、今後の活動についての協議など。

【開催実績】

令和4年4月～9月 毎月開催

個別支援を通した地域課題の報告、部会報告、市協議会報告、今後の活動についての協議など。

個別支援を通した地域課題の報告 6件

計画相談、日中活動先、移動手段についての課題の報告。

11

ワーキンググループ



12

【目的】

テーマを中心に情報共有を行い現状を踏まえた上で、公助、共助、自助のそれぞれが何をすべきか何ができるかを考えていく。必要があれば西・南エリア連絡会として行政に対する要望をまとめていく。

☆予定しているテーマ

- ① 福祉避難所（緊急避難所、避難所も併せて）について
- ② 災害時避難行動要支援者名簿への登録について
- ③ 安否確認、被害状況の把握について
- ④ 利用再開に向けての相互支援、連携体制について 等

※テーマは実施したアンケートの中からキーワードとして多く出されたものを選択

【方法】

【令和3年度】 小さい単位でモデル的に実施する

【令和4年度】 令和3年度で得た成果を水平的に広げていく

13

【実績】

1 令和4年度 第一回防災WG（ワーキンググループ）

- (1) 日 時 令和4年5月20日（金）13:00～15:00
- (2) 参加者 メンバー+アドバイザー+事務局 16名
- (3) 内 容 ※会場及びZOOMでの開催
 - ①災害時避難行動要支援者名簿、あんしん情報キット、QRコード等における市との連携について
 - ②7/15福祉避難所開設訓練について
 - ③その他
 - ・防災セミナー講師について

14

2 福祉避難所開設訓練

- (1) 日 時 令和4年7月15日（金）10:00～12:00
- (2) 参加者 防災WGメンバー、本庁、西区役所、南区役所、西・南エリア事務局
 　　（見学…地元自治会、社会福祉協議会、高齢者施設等）
 　　23名参加
- (3) 会 場 はまかぜ
- (4) 内 容 福祉避難所開設訓練
 　　①指定避難所での受付
 　　②指定避難所での福祉避難所対象者の選定（トリアージ）
 　　③福祉避難所の開設準備（市との調整）
 　　④福祉避難所への移送
 　　⑤福祉避難所の運営（受入れ者のアセスメント等）

15

3 防災セミナー開催案

- (1) 日 時 令和4年12月16日（金） 10:00～15:00
- (2) 会 場 可美総合公園ホール
- (3) 目 的 これまでの西南エリア連絡会防災WG活動の中で問題点と思われたことに対し、今後予想される東南海トラフ大地震に備えるために自助・公助・共助の立場で今何をしておくべきかを考えていくにあたり、東日本大震災発生時の当事者家族、事業所関係者、自治会等の状況、動きから学びを得る。
- (4) 対象者 会場 100名 ZOOM 50名
 　　（西南エリア連絡会構成員+当事者家族、障害福祉サービス事業所、自治会関係者、民生委員、行政等）
- (5) 内 容
 　　10：00～11：30 講演①（講師：宮城県手をつなぐ育成会会長 山川美和子氏）
 　　11：30～12：00 7月15日福祉避難所開設訓練動画視聴
 　　12：00～13：00 昼休憩 現地授産品販売
 　　13：00～15：00 講演②（講師：特定非営利活動法人さぽーとセンターぴあ 青田 由幸氏）¹⁶

☆これまでの防災WGで問題点と思われたこと		課題(問題点解決の方法)	
3 福祉避難所開設訓練実施後		自分たちでできること	行政等にお願いしていくこと
1. 指定避難所での受け付け	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が障害のことを一から説明するとなると時間がかかるため、受け付けの混雑が予想される。 ・内情のことを理解し、必要に応じて直接「福祉避難室」に案内される対応がとれるかどうか。(一旦体育館に行かざるのでははないか) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に行く際には、あんしん情報キットや「福祉避難所情報シート」にあるような情報をQRコード化して携帯するなど、本人の障害を理解してもらえるような情報を自ら持ち込んでいく。 ・指定避難所に現れない当事者家族を案じてもらえるような地域との関係を築いておくためにも、積極的に災害時避難行動要支援者名簿に登録したり、地域の防災訓練に参加していく。 ・在宅避難の場合、指定避難所から物資を得るのに日数を要することを想定して、食料等の備蓄を3日分だけでなく最低1週間分を積んでおくようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所での受け付けで当事者やその家族が持ち込むあんしん情報キットやQRコード化した情報を対応し、スムーズな受け付けや福祉避難室への案内等をするようにしてほしい。 ・福祉避難室は部屋の確保だけではなく、対応ができる人材、人員が配置してほしい。 ・在宅避難者に避難所に物資が届いた連絡を行い、また、避難所に取りに行けない方に自宅に物資を届ける方法を確立してほしい。
2. 福祉避難所対象者の選定(トリアージ)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、静岡DWAT等の専門家が来る前にトリアージを行う必要性が生じた場合、指定避難所にいる救援グループ、自治会員や民生委員等だけでは聞き取りや「対象者の振り分けの例」だけを頼りに振り分けするのは困難である(=適切な振り分けができない)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なトリアージが受けられるように、避難所に行く際には、あんしん情報キットや「福祉避難所情報シート」にあるような情報をQRコード化して携帯するなど、本人の障害を理解してもらえるような情報を自ら持ち込んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、静岡DWAT等の専門家が来る前にトリアージを行う必要性が生じることを想定して、指定避難所にいる救援グループ、自治会員や民生委員等だけで適切な振り分けができるように、「対象者の振り分けの例」だけでなく、「聞き取り票」の様式化やわかりやすいマニュアルを作成し、訓練も行っていただきたい。
3. 福祉避難所の開設準備(市との調整)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所として登録されている障害者施設が少ない。実際に災害が発生した場合は登録されていない障害者施設や高齢者施設に受け入れを打診すると言っているが、受け入れを了解する施設が出てくるのかどうか不透明である。被害の少ない宅への打診にて了解を得る可能性はあると思うが、その場合そこへの移送が問題となってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅が倒壊し在宅避難できない、かといって指定避難所での暮らしも難しい場合も考えて複数避難する箇所(近くの親戚、ホテル等)を想定しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設に福祉避難所としての登録等について説明会を行なうなど登録を増やすような活動を積極的に行ってほしい。また、平常時から登録していない施設の現状(職員数、広さ、防災備品備蓄状況等)を確認しておいてほしい。 ・福祉避難所として登録している高齢者施設に障害者も受け入れ可能かどうか事前に確認しておいてほしい。
4. 福祉避難所への移送	<ul style="list-style-type: none"> ・トリアージにより振り分けされても家族だけではそこに(例えば福祉避難所)移送できない場合が多く出ることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車以外の自家の移送手段(リヤカー等)を考え、可能なならば確保しておく。 ・自宅に一番近いところの指定避難所→福祉避難所への徒歩ルートを事前に確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移送が困難な場合が多く出てくることを考え、指定避難所の「福祉避難室」をレベルアップして「福祉避難所」とすることを検討していただきたい。 ・誰が主体となってどのような方法で移送するのかを明確にしておいてほしい。(車が使えない場合も想定して)
5. 福祉避難所の運営受け入れ者のアセスメント段ボールベッド組立体験	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所でもアセスメントを受けるとなると、①指定避難所の運営受け入れ者のアセスメントの受け取り、③福祉避難所でのアセスメントと最低三回はアセスメントを受けることになり、当事者及びその家族の負担が大きい。 ・一段ボールベッドは快適な睡眠を得ることや衛生上有効であると思われるが、1台1万円と高価なことや温湿度を呼びやすく備蓄があまりできないため被災してから発注しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所に行く際には、あんしん情報キットや「福祉避難所情報シート」にあるような情報をQRコード化して携帯するなど、本人の障害を理解してもらえるような情報を自ら持ち込んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所に登録されている施設に「安否確認システム」のID、パスワードを早急に配布し、福祉避難所開設にあたり、事前に用意することになっている区の現地調査等をシステムのやりとりでスピードアップしてほしい。

17

こども部会



18

【目的】

児童支援を行う機関同士が顔の見える関係づくりを行い、子どもを取り巻く現状について様々な視点から課題整理を行う。また研修や事例検討により、支援への理解を深め課題解決に向けて支援の隙間を補え合えるような協力体制を構築していく。

19

【こども部会（西区）】

【実績】

- ①第一回兼検討会議 令和4年7月26日開催
 - ・令和4年度活動計画について
検討課題は「保護者への情報提供」となる
- ②第二回 令和4年8月25日開催
 - ・課題検討
 - ・研修テーマについて検討

20

【こども部会（南区）】

【実績】

- ①第一回兼検討会議 令和4年7月28日開催
 - ・令和4年度活動計画について
検討課題は「子どもの居場所」となる
- ②第二回 令和4年8月31日開催
 - ・課題検討
 - ・研修テーマについて検討

21

浜松市障がい者自立支援協議会
西・南エリア連絡会こども部会研修会

WISC-IVの基本的な解釈

～WISC-IVの結果を支援の手立てにするには～

講師：浜松市発達相談支援センタールビロ
所長 内山敏氏



日時：令和4年10月26日（水）
10:00～12:00（質疑応答を含む）

場所：雄踏文化センター大会議室 ZOOM同時開催
(浜松市西区雄踏町字布見5427)

定員：会場40名、ZOOM20名（なるべく会場にお越しください）

申し込み：10月19日までに西・南センターへ
参加連絡票をメールまたはFAXお願いします。

22

相談支援部会



【目的】

エリアの相談支援体制及び地域課題についての検討、相談支援事業所間の連携強化、人材育成を行う。

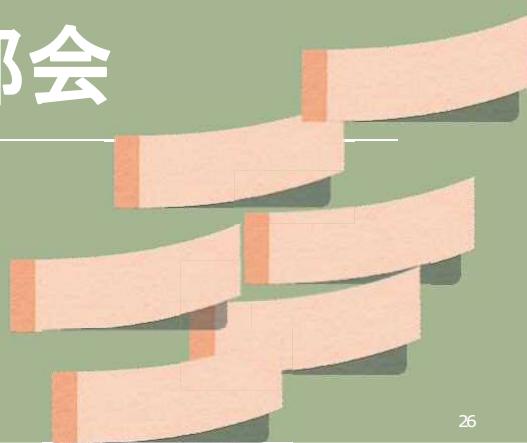
障がいの重度化・高齢化、相談内容の複雑化・複合化に対応できるよう、相談支援事業所同士、相談支援事業所とセンターの連携を強化し、西南エリア内での相談支援体制の構築を進める。

【活動実績・予定】

- ・令和4年9月8日…コアメンバー打ち合わせ
地域体制強化共同支援加算の共同支援会議（プレ会議）について
- ・令和4年12月13日…相談支援専門員連絡会合同、プレ共同支援会
議開催予定。
- ・令和5年1月23日…共同支援加算について意見交換会

25

地区部会



26

【目的】

『知り合い、ふれあい、繋がろう』を共通テーマに各地区単位の活動を通して、障害を持つ方も住みやすい地域作りを考える。

地域の支援者が障がい児者の支援について理解を深め、協働で取り組むための体制を構築する。

27

【活動内容】

令和4年8月19日 五島河輪 南区役所

令和4年8月24日 飯田芳川 南区役所

令和4年8月30日 可美新津白脇 南区役所

KJ法を用いて、

事業所、地域、ケース等感じている課題、問題について話し合いを行う

28

五島河輪地区

参加者 4名

買い物が不便

スーパーが遠い（車がないと買い物にいけない）

白脇・芳川へ行く

交通の便がを考えず区ができている（駅を経由しないといけない）

遠州浜団地は病院までのバスが遠回り（運賃が高い）

次回は、交通（移動）について話しをしていく

29

飯田芳川地区

参加者 7名

要支援者への避難対応・情報の提示は市と連携必要

地区防災そもそものあり方を考える必要あり

（個人情報の取り扱い）

自宅避難者

避難所は小中すべてではないか（地区ごとになっている）

水害の心配（芳川・天竜川）

次回は防災について話しをしていく

30

可美新津白脇地区

参加者 11名

できなことをコロナを理由にしている（イベント減）
コロナ禍で活動の縮小や中止
コロナクラスターにより他院で受け入れできない方の受入れ
合唱・リトミック・本人活動減
でないが少ないと（家族からストップ）
コロナ感染陽々介護
出歩けないので近隣の障がい者どうしのつながりも減
『withコロナでできること』若い世代を巻き込んだ活動
合同イベント

31

事例検討部会



32

【目的】

ネットワークづくり、啓発、人材育成を区単位の活動を行い、事業所間連携を強化していく。

西南エリア内における、ライフステージに応じた相談支援体制を構築する。

33

【開催状況】

令和4年6月30日 和地圏域 和地協働センター

令和4年7月 7日 大平台圏域 入野協働センター

令和4年7月20日 雄踏圏域 舞阪協働センター

KJ法を用いて、

事業所、地域、ケース等感じている課題、問題について話し合う

34

令和4年6月30日 和地圏域

参加者 4名

多く出たのは、『地域』 移動手段について
公共交通手段が激減しており、移動に時間がかかる状況にある

高齢、障害問わず関連する問題であり、
次回は移動支援についてさらに検討をしていくことになる

35

令和4年7月7日 大平台圏域

参加者 6名

高齢化率（21.6%）を地区で見ると、入野地区は低いが
篠原地区で高い率である。

圏域全体の65歳以上の人数は、9600人程度
(和地・大平台は10000人以上)

36

つづき

その他：点と点は線や面になるにはどうしたらよいのか？

GHは増えた

事業所：障害福祉サービス事業所（就労系が少ない）

⇒サービスの均一化されていない

地域：浜松駅中心に発展しているため不便さを感じる

空き家が多くなっている

37

つづき

次回：

移動支援について

知らないところで移動支援があるのではないか（お店）

地域の社会資源 ⇒情報収集必要

38

令和4年7月20日 雄踏圏域

参加者 13名

2Gに分かれてグループワーク実施

1G：ケース：地域に障がいをもつ人がいることを知ってもらう
障がい者への理解を進める
小中学校での交流（小さいときに知ってもらう）
※防災時に役立つ

39

つづき

2G：地域との関わり
家事ボラ ⇒ 地区社協（舞阪・神久呂）はあるが
雄踏はなし
困っていることをアピールしていく

福祉サービスではなく、地域サービスの充実を図る

地域サービスを充実させる方法を考えていく

40

各部会の経緯について

41

全体会設置の経緯

- 必要に応じて協議ができるよう、少人数で設置する。（従来の全体会は全構成員対象であったため数十人規模であった。）

42

こども部会設置の経緯

- ・西区連絡会「こども部会」、南区連絡会「児童部会」として活動していた。
- ・こども支援は共通テーマであったが、それぞれの取り組みの経過があったため、2つのグループで活動していくことになった。
- ・西南エリアとして、共通の活動に取り組んでいく。

43

事例検討部会設置の経緯

- ・西区連絡会から継続の部会。（令和元年度まで）
- ・事例検討を実施。構成員の研修の機会となっていた。
- ・施設見学会を実施するなど、普及啓発及び構成員の交流の機会ともなっていた。

44

地区部会設置の経緯

- ・南区連絡会から継続の部会。
- ・地域の支援者の連携強化、障害理解の促進を通し、障がいがあってもなくても住みやすい地域づくりを目指す。

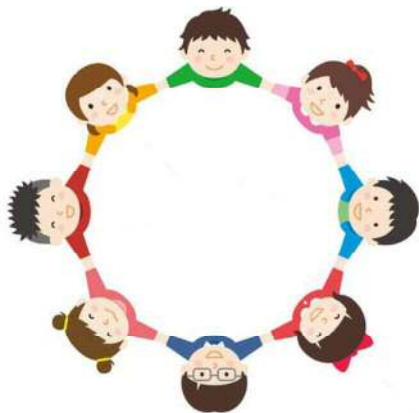
45

ネットワーク会議 設置の経緯

- ・全体会が少人数に再編成されたことに伴い、全構成員への活動報告、研修、交流の場として設置する。

46

活動スローガン



つながりあって
なん
南でもやってみせい
西

47

ご清聴ありがとうございました。

48